

2月16日(水) ～ 3月15日(火) 所得税の確定申告と 市・道民税の申告を忘れずに!

《所得税の確定申告及び市・道民税の申告受付日》

地区	会場	受付日	受付時間	
			午前	午後
声問	声問町内会館	2月 8日(火)	10時～13時	
沼川	沼川支所	2月 9日(水)	10時～12時	13時30分～15時
曲淵	曲淵町内会館	2月 9日(水)		
勇知	勇知地区 宿泊研修施設	2月10日(木)	10時～12時	
市役所 4階 第一委員会室 (※1)		2月16日(水)	9時～12時	13時～16時
		3月15日(火)		
稚内税務署 (※2)				

※1 3月5日(土)、6日(日)も申告受け付けを行っています。
(受付時間 9時～12時、13時～15時)
※2 青色申告、事業所得、譲渡所得に関する申告は、稚内税務署で受け付けています。

確定申告をすると、税金が還付される可能性がある方

- 令和3年中に、医療費として所得の5%以上か10万円を超える支出があった方、またはセルフメディケーション税制の対象医療費が1万2千円を超える方で、給与や年金から所得税が引かれている方
- 国や地方公共団体、特定の団体などに寄付をした方
- 住宅ローンを利用し、自

確定申告の際には、次の書類等をお持ちください

- 給与所得の源泉徴収票 (給与収入のある方)
- 公的年金等の源泉徴収票 (公的年金等の収入がある方)
- 令和3年分の収支内訳書 (収入、支出、必要経費などを記入したもの)
- 生命保険料、地震保険料等の控除証明書
- 国民健康保険税、任意継続の社会保険料、介護保険料等の領収書 (令和3年中に支払ったもの)、国民年金保険料控除証明書
- 本人または扶養している方が、障害者手帳をお持ちの場合は、その手帳
- 医療費のお知らせ、医療費の領収書(令和3年分に支払ったもの、領収日で確認)

その他

- 未申告の場合、金融機関、公営住宅、保育所、学校等の申し込みや児童手当・児童扶養手当の届出、年金の申請などに必要な所得証明、課税証明などの税に関する各種証明の交付が、すぐにできない場合があります。(所得が全く無かった場合でも、所得証明や課税証明の発行、課税状況の確認が必要な各種申請を行うためには、申告が必要です。)
- 本人または扶養している

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない方

【本人のマイナンバーを確認できる書類】

- ◎通知カード (氏名、住所に変更がないものに限る)
- ◎住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限る) などのうち、いずれか1つ

身元確認書類

【記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類】

- ◎運転免許証
- ◎パスポート
- ◎公的医療保険の被保険者証
- ◎身体障害者手帳 などのうち、いずれか1つ

書が必要で、確定申告を行わなければならない控除もありますので、確定申告の案内がない方についてもご相談ください。

e・Taxを利用した確定申告や郵送での住民税申告もご利用できますので、詳しくは問い合わせください。

問い合わせ先
市税務課市民税グループ
☎23・6392

確定申告が必要な方

次の項目に該当する方は、確定申告をしなければなりません。

- ① 給与収入が2千万円を超える方
- ② 2つ以上の会社から給与を受ける方
- ③ 給与所得以外の所得が20万円を超える方
- ④ 商売を営んでいる方や自営業の方
- ⑤ 不動産収入のある方
- ⑥ 土地や建物を買った方
- ⑦ 国民健康保険に加入している方

※④～⑥の申告は、税務署での受け付けとなります。なお、年末調整をした給与所得者で、他に所得がない場合は、確定申告の必要はありません。

確定申告の際には、次の書類等をお持ちください

- 本人確認書類 (マイナンバーカード等の番号、身元確認ができる書類)
- 控除対象配偶者、扶養親族のマイナンバーが分かるもの
- 銀行の口座番号が分かるもの (還付金が発生した場合、銀行振り込みとなるため)

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない方

【記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類】

- ◎運転免許証
- ◎パスポート
- ◎公的医療保険の被保険者証
- ◎身体障害者手帳 などのうち、いずれか1つ

令和3年分の所得税の確定申告と、令和4年度の市・道民税の申告受け付けが、2月16日(水)から始まります。市役所では、3月5日(土)、6日(日)も申告受け付けを行っています。この2日間、稚内税務署では申告受け付けを行っていますので、ご注意ください。

◎所得税の確定申告を済ませた方は、市・道民税の申告を済ませたこととなります。

◎申告期間の最初と最後の数日間は混雑が予想されます。◎申告にお越しの際は、マスクの着用をお願いします。

⑧ 400万円を超える公的年金等を受給している方 (ただし、年金収入が400万円以下でも、市・道民税の申告が必要な場合があります。詳細は市税務課にお問い合わせください。)

確定申告の際は、次の書類等をお持ちください

- 給与所得の源泉徴収票 (給与収入のある方)
- 公的年金等の源泉徴収票 (公的年金等の収入がある方)
- 令和3年分の収支内訳書 (収入、支出、必要経費などを記入したもの)
- 生命保険料、地震保険料等の控除証明書
- 国民健康保険税、任意継続の社会保険料、介護保険料等の領収書 (令和3年中に支払ったもの)、国民年金保険料控除証明書
- 本人または扶養している方が、障害者手帳をお持ちの場合は、その手帳
- 医療費のお知らせ、医療費の領収書(令和3年分に支払ったもの、領収日で確認)

マイナンバー(個人番号)の記載が必要です

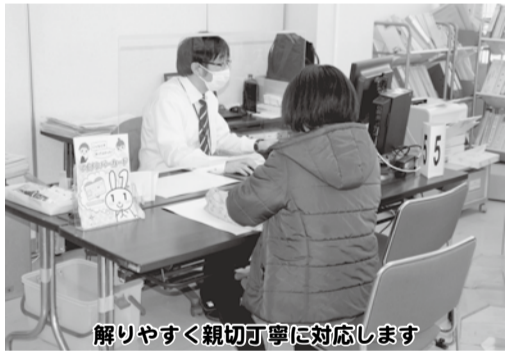
マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は、マイナンバーカードのみで本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない方は「番号確認書類」と「身元確認書類」が必要で、確定申告を行わなければならない控除もありますので、案内がない方についてもご相談ください。

マイナンバー(個人番号)の記載が必要です

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は、マイナンバーカードのみで本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない方は「番号確認書類」と「身元確認書類」が必要で、確定申告を行わなければならない控除もありますので、案内がない方についてもご相談ください。

マイナンバー(個人番号)の記載が必要です

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は、マイナンバーカードのみで本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない方は「番号確認書類」と「身元確認書類」が必要で、確定申告を行わなければならない控除もありますので、案内がない方についてもご相談ください。



解りやすく親切丁寧に対応します